tokuMo サービス利用規約

「tokuMo」（以下「本サービス」といいます。）は、学校法人河合塾（以下「当塾」といいます。）が提供する高校 7 教科の ICT 教材および、教員用学習管理ツールの総称です。
本サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、本サービスを利用する皆さま（以下「契約者」といいます。）が本サービスを利用する際の条件その他当塾と契約者の間の権利義務関係について定めるものであり、契約者は、本規約をよく読んだうえで本サービスを利用するものとします。
契約者は、本サービスの利用に際しては、本規約に同意のうえ、本サービスの利用に関する利用登録を行うものとし、当塾が契約者に対して本サービスを提供するに際しては、契約者と当塾との間において以下の規約が適用されます。

本サービスの目的および搭載機能

本サービスの利用者は教員（以下「契約者」といいます）と生徒（以下「受講者」といいます）を対象としています。
契約者に対しては受講者への学習指導を主な目的としており、課題作成・配信、受講者の学習履歴（問題解答画面に記載したメモを含む）閲覧などの機能を搭載しています。
また受講者に対しては学習のサポートを主な目的としており、契約者から配信された課題の他、人工知能による個別最適化学習などの学習機能を搭載しています。

第1条　（本サービスの提供）

1. 当塾は、本規約の規定および契約者が当塾に交付する tokuMo 利用申込書（以下「サービス利用申込書」といいます。）に従った本サービスの利用にかかる契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、契約者に対して本サービスの利用を許諾し、本サービスを提供します。
2. 当塾は、本サービスに関する業務の全部または一部を当塾が適当と認める業務委託先に委託することができます。
3. 契約者、契約者の受講生または教員の事情により本サービスの利用が不可能となった場合でも、当塾は本サービス料（第 6 条に定める本サービス料をいいます。）の減額その他一切の責任を負いません。

第2条　（ID およびパスワード）

契約者がサービス利用申込書を当塾に交付することで本規約に同意した場合、当塾は、契約者に対し、本サービスを利用するために必要となる、サービス利用申込書記載の ID およびパスワード（以下「契約者アカウント」といいます。）を付与することにより、契約者および当塾間において本契約を締結することができるものとします。

第3条　（ID およびパスワードの管理）

1. 契約者は、サービス利用申込書記載の者を、当塾から付与された契約者アカウントの管理責任者に指定します。なお、管理責任者を変更した場合、契約者は当塾に対して速やかに書面により通知するものとします。
2. 契約者は、自己の責任において契約者アカウントを管理し、契約者アカウントの不正使用を知ったときは、ただちに当塾にその旨を通知するものとします。
3. 契約者は、契約者アカウントを第三者に譲渡、貸与、使用許諾してはならず、また、第三者（契約者の受講生および教員を除きます。）の利益のために使用しないものとします。
4. 契約者は、契約者アカウントの使用に起因して発生する全ての事象に関して、かかる事象が契約者、契約者の従業員または第三者のいずれによるものかを問わず全責任を負い、契約者アカウントの使用（第三者による不正使用または誤使用を含みます。）に起因して、当塾に損害等が発生した場合、当塾は、契約者に対し、当該損害等の賠償、補償または補填（以下「賠償等」といいます。）を請求できるものとします。また、契約者アカウントの使用（第三者による不正使用または誤使用を含みます。）に起因して、契約者が損害等を被った場合であっても、当塾は一切の責任を負いません。

第4条　（受講生アカウントおよび教員アカウント）

1. 契約者は、当塾から付与された契約者アカウントを利用して、契約者の受講生に tokuMo のアカウント（以下「受講生アカウント」といいます。）を付与し、または廃止することができます。なお、契約者が受講生アカウントの開設に際して当塾に当該受講生の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号。その後の改正を含み、以下「個人情報保護法」といいます。）第 2 条第 1 項に定める個人情報をいいます。以下同じ。）を提供する場合、契約者は、当該受講生から事前に承諾を取得する等により、個人情報保護法その他法令に適合する方法で当該提供を行うものとします。
2. 契約者は、当塾から付与された契約者アカウントを利用して、契約者の教員に tokuMo のアカウント（以下「教員アカウント」といいます。）を付与し、または廃止することができます。なお、(i)契約者は当塾の指示に従い教員から事前に本サービスの利用にかかる承諾を取得し、また、(ii)契約者が教員アカウントの開設に際して当塾に当該教員の個人情報を提供する場合、契約者は、当該教員から事前に承諾を取得する等により、個人情報保護法その他法令に適合する方法で当該提供を行うものとします。
3. 当塾は、受講生アカウントを取得した受講生が、別途当塾の定める本サービスの利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に同意をした場合は、当該受講生に対して、本サービスの利用を許諾するものとします。

4. 契約者は、その責任において、教員アカウントを取得した教員が本サービスを利用する前に、本利用規約にかかる教員の同意を取得するものとし、教員が当該同意をした場合には、当塾は、当該教員に対して、本サービスの利用を許諾するものとします。
5. 契約者は、受講生アカウントを付与した受講生および教員アカウントを付与した教員に対して、第 3 条に規定する契約者アカウントに関する契約者の義務と同等の義務を課し、各受講生アカウントおよび各教員アカウントの使用に起因して発生する全ての事象に関して、かかる事象が契約者、契約者の従業員、契約者の受講生またはおよび教員、または第三者のいずれによるものかを問わず全責任を負い、各受講生アカウントおよび各教員アカウントの使用（第三者による不正使用または誤使用を含みます。）に起因して、当塾に損害等が発生した場合、当塾は、契約者に対し、当該損害等の賠償等を請求できるものとします。また、各受講生アカウントおよび各教員アカウントの使用（第三者による不正使用または誤使用を含みます。）に起因して、契約者、契約者の受講生または教員が損害等を被った場合であっても、当塾は一切の責任を負いません。

第5条　（その他の設備等）

1. 契約者は、tokuMo を利用するための回線、パソコン等の本サービスを利用するために必要となるその他全ての機器、ソフトウェア、消耗品等は、自己の負担において準備するものとします。
2. 本サービスを利用するためのインターネット接続等は契約者が自己の費用負担で行うものとします。本サービスの利用中のインターネット回線等の環境等の都合で契約者が本サービスを利用できなかった場合、当塾は一切の責任を負いません。

第6条　（本サービスの利用料および支払方法）

1. 契約者は、本サービスの提供を受ける対価として、当塾に対し、サービス利用申込書記載のご利用料金及び追加料金の総額（以下「本サービス料」と総称します。）に消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額を一括して、本サービス利用申込書記載の利用期間の開始日の翌月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに（ただし、利用人数の変更日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに）、当塾発行の請求書に記載の銀行口座への振込送金の方法により支払うものとします。なお、振込手数料は当塾の負担とします。
2. 契約者が当塾に対し、前項所定の支払期日までに本サービス料を支払わなかった場合、契約者は当塾に対し、支払期日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対して年 14.6%の割合で遅延損害金を支払うものとします。
3. 経済情勢、公租公課等の変動により本サービス料が不相当となり変更の必要が生じたときは、契約者および当塾双方協議のうえ、当塾は本サービス料を変更することができるものとします。

4. 受講生アカウントの増加または減少等により本サービス料が暦月の途中で変更された場合、変更された本サービス料は、翌月の初日から適用されるものとします。
5. 契約者は、いかなる場合も、当塾が、契約者から支払いを受けた本サービス料を契約者に対して返還しないことを了承するものとします。

第7条　（本サービスの変更）

当塾は、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の内容を、変更、追加することができるものとします。当該変更が重要なものである場合は、当塾は契約者に事前に通知します。

第8条　（本サービスの一時的停止・終了）

当塾は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に事前に連絡することなく、本サービスの提供を一時的に停止または終了することができ、当塾はかかる停止または終了に関し何らの責任も負担しないものとします。

(1) サーバーダウンまたは設備等の故障により修理または保守を行うとき
(2) 運用上または技術上の理由でやむを得ないとき
(3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できないとき

第9条　（障害に対する措置）

当塾は、機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災などその他いかなる理由で発生した本サービスの中断、遅延、不完全等について、その回復に最善の措置を講ずるよう努めますが、これに起因する契約者の損害等については、当塾は一切その責任を負いません。

第10条　（知的財産権）

1. 本サービスに関する特許権、商標権、実用新案権および意匠権（出願中のものを含みます。）並びに著作権（ソフトウェアに関するものを含みます。）、ロゴマーク、ノウハウその他の知的財産権（以下総称して「特許権等」といいます。）は、全て当塾または当塾に対して当該特許権等の実施を許諾する第三者に帰属し、本契約によって契約者に移転するものではありません。また、本サービスのシステム上の画像を含めた本サービスにより提供されるテキスト情報およびデジタル情報はすべて当塾または当塾に対して当該テキスト情報およびデジタル情報の利用を許諾する第三者の著作物として当塾または当該第三者に帰属し、契約者によるテキスト情報およびデジタル情報の利用行為で、当塾が不適当と判断する行為は禁止されるものとします。
2. 当塾は、契約者の本サービスの利用に伴い当塾において取得される利用履歴その他一切のデータを、当塾の製品・サービス開発またはマーケティングのために使用でき、契約

者は、当塾によるかかる使用のために必要な手続を行うものとします。

3. 契約者および教員アカウントを取得した教員が当塾以外の者の作成にかかるオリジナル問題を本サービスを通じて配信する場合には、契約者および教員アカウントを取得した教員は、当該オリジナル問題の特許権等その他の権利について自らの責任で適切に処理するものとし、当塾は、当該オリジナル問題に起因するトラブル等について一切の責任を負いません。

第11条　（禁止行為）

契約者は以下の各号に規定する行為を行わないものとします。

(1) 本規約、法令または公序良俗に違反する行為
(2) 本サービスの利用者資格の全部または一部を、第三者に譲渡、使用許諾し、または第三者（契約者の受講生および教員を除きます。）の利益のために本サービスを利用すること
(3) 第三者に本サービスの利用者資格を担保として提供すること
(4) 一つの受講生アカウントを複数人が不正使用すること。不正使用が発覚した場合は、契約者は違約金 100 万円を当塾に支払う義務が生じるものとします。
(5) 本サービスにより提供される学習教材その他一切の情報の改変、複製、転載および再配布
(6) tokuMo の複製、翻案、改変またはリバースエンジニアリング･逆アセンブル等の解析を行うこと
(7) 本サービスを基にして特許権等を取得すること
(8) 前各号の行為を第三者に行わせること

第12条　（契約期間）

本契約の有効期間は、サービス利用申込書に記載の利用期間の開始日から終了日までとします。なお、本契約は自動更新はされないものとします。

第13条　（早期解約違約金）

本契約が何らかの事由により前条に定める本契約の有効期間の満了日前に終了した場合（ただし、契約者および当塾の合意による場合、または当塾が第 16 条第 2 項に従って本契約を解除した場合を除きます。）、ただちに、契約者は、当塾に対して、本契約の終了日から本契約の有効期間の満了日までの期間の月数（1 か月に満たない端数期間はこれを切り上げる）に相当する本サービス料の全額を、早期解約違約金として支払うものとします。

第14条　（保証の否認）

本サービスは現状のままで提供され、当塾は、本サービスにおいて提供されるシステムまたは情報が中断されないこと、誤りがないことの保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、本サービスまたは本サービスに付随して提供される情報に関して、品質、特定目的への適合性、取引過程または取引慣行により生じる保証を含め、いかなる種類の表明も保証も行いません。

第15条　（損害賠償）

本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者および当塾は、自らの本規約の違反または第 23 条の表明および保証が真実または正確でなかったことに起因または関連して、相手方当事者が被った損害等を、相手方に対し賠償等するものとします。ただし、当塾が賠償等を行う場合、賠償等の金額は、受領済みの本サービス料の合計額を超えないものとします。

第16条　（解　　除）

1. 契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告なしに当塾は本契約を解除することができるものとします。
   (1) 小切手もしくは手形の不渡りを発生させたとき、またはその他支払いを停止したとき
   (2) 仮差押え、差押え、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは諸税の滞納処分を受けたとき、または破産、民事再生、会社更生手続き開始等（これらに類似する倒産手続および将来制定されるものを含みます。）の申立があったとき
   (3) 解散事由が発生したとき、または清算が開始されたとき
   (4) 営業の廃止または変更があったとき
   (5) 監督官庁から営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
   (6) 契約者が本規約に基づく義務に違反し当該違反の是正を求める当塾からの通知を受領後 14 日以内にかかる違反が是正されなかった場合
2. 当塾は、経営上の判断により、本サービスの提供を終了することができ、その場合、終了の 1 か月前に契約者に書面により通知のうえ、本契約を解除することができるものとします。
3. 天災地変その他契約者または当塾の責に帰すことができない事由により、本契約の目的を達することが不可能な場合、本契約は当然に終了するものとします。また、これによって契約者または当塾の被った損害等については、各相手方はその責を負いません。

第17条　（資本拘束条項）

当塾は、契約者の総議決権の 50%以上が、以下の各号に規定する一または複数の事業者によって直接または間接に保有されることとなった場合、本契約の更新はしません。

(1) 駿台予備学校を運営する学校法人駿河台学園およびその子会社・関連法人
(2) 代々木ゼミナールを運営する学校法人高宮学園およびその子会社・関連法人
(3) 東進ハイスクールを運営する株式会社ナガセおよびその子会社・関連法人
(4) 四谷学院を運営するブレーンバンク株式会社およびその子会社・関連法人
(5) 北九州予備校を運営する学校法人金澤学園およびその子会社・関連法人
(6) 東進衛星予備校施設内での利用を目的とする事業者

第18条　（本契約の終了、解約または解除の効果）

1. 契約者は、本契約が終了しまたは解約もしくは解除された場合、ただちに本サービスの利用を停止するものとします。
2. 本契約が終了しまたは解約もしくは解除された場合、第 10 条、第 13 条、第 15 条、本条、第 21 条および第 26 条は期限の定めなく、次条の規定は本契約が終了しまたは解約もしくは解除された日から起算して 2 年間、引き続きその効力を有するものとします。

第19条　（秘密保持）

1. 契約者は、本契約の締結および履行に関して当塾から取得した一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）をいかなる者に対しても開示し、または漏えいしてはならず、また、かかる秘密情報を本契約締結およびその実行以外の目的のために使用しないものとします。
2. 前項の規定は、以下の情報については適用されないものとします。
   (1) 当塾から開示された時点で既に公知となっていたもの
   (2) 当塾から開示された後で、自らの帰責事由によらずに公知となったもの
   (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
   (4) 当塾から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
   (5) 当塾から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
3. 第 1 項にかかわらず、契約者は、(i)本契約の締結または履行のために必要かつ最小限の範囲で本項と同等以上の秘密保持義務を課したうえで、自らの役職員または弁護士その他の外部専門家に対して開示する場合、(ii)日本または外国の法令または金融商品取引所の規則の定めに従い開示する場合、並びに(iii)司法・行政機関等により要求された場合または法的手続、届出その他類似の手続で要求された場合には、その限度において秘密情報を開示することができるものとします。

第20条　（公　　表）

前条の規定にかかわらず、当塾は、当塾による本サービスの提供および契約者による本サービスの導入の事実（本サービス料その他の取引条件を含む本サービスの提供および本サービスの導入の事実以外の情報についてはこの限りでない）を公表することができるものとします。ただし、その場合には、当該公表の内容に関して、事前に相手方当事者と協議するものとします。

第21条　（個人情報その他の情報の取扱い）

1. 各当事者は、個人情報を一切漏えいしないものとします。疑義を避けるために付言しますと、契約者の受講生および教員の個人情報を、本規約、本利用規約および当塾の定める諸規程の定めに従って取り扱うことは、本項の違反を構成しません。
2. 契約者の受講生および教員の学習記録、その他の情報およびデータ（以下「受講データ」といいます。）は、当塾に帰属し、本規約、本利用規約および当塾の定める諸規程の定めに従い取り扱われ、契約者は当塾による受講データの利用を妨げないものとします。
3. 当塾は、本サービスを通じて取得した情報およびデータ（前項の受講データを含みます。）を統計的、分析的情報として利用することができ、個人を識別または特定できない態様において、当該統計、分析等の成果を公表および第三者提供することができるものとします。
4. 本条の定めは、本契約が終了し、または解除された後においても、期間の制限なく有効に存続するものとします。

第22条　（通　　知）

1. 本契約に関連してなされる全ての通知は、サービス利用申込書記載の連絡先に書面による手交、配達証明郵便による送付、電子メールによる送信により行います。当事者は、自らの宛先に変更が生じた場合、本条に従って相手方当事者に通知するものとします。
2. 当塾に対して提供された契約者の住所、電子メールアドレスその他連絡先にかかる情報が正確かつ最新の状態に保たれていなかったために、当塾から契約者に対する連絡または通知が到達せずまたはその到達が遅延した場合、当該連絡または通知はその通常到達すべき時に到達したものとみなされるものとします。

第23条　（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当塾は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力または詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である旨定められている反社会的勢力をいいます。以下同じ。）または次のいずれかに該当する者（以下併せて「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないことを表明および保証し、現在

および将来において反社会的勢力等に該当しないことを確約します。

(1) 役員等（役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権または支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）または同条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者（以下「暴力団関係者」といいます。）がいること。

(2) 暴力団、暴力団員または暴力団関係者（以下これら三者を「暴力団等」と総称します。）が経営に関与していること。

(3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。

(4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。

(5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。

2. 契約者または当塾が、相手方が前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。

3. 契約者または当塾は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害等を相手方に請求することができるものとします。

(1) 第 1 項の表明、保証または確約に反し、または反すると疑うに足る相当の理由があるとき。

(2) 前項の規定に違反して報告書を提出せず、または虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第24条　（責任の限定）

1. 本規約の違反により契約者において損害等が生じた場合、当該違反の直接の結果として現実に生じた通常の損害等に限り、当塾は契約者に対してその賠償等を行うものとします。

2. 当塾が契約者に対して負担する責任の額は、本規約の定めに基づき既に支払われた本サービス料の額を超えないものとします。

3. 本規約に関する当塾に対する賠償等の請求は本条に従ってのみ可能であり、契約者は、本条に基づく場合を除き、債務不履行責任、瑕疵担保責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、当塾に対して損害等その他の負担につき賠償等の請求その他の請求をすることはできないものとします。

第25条　（分離可能性）

本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効または執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効または執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第26条　（譲渡禁止）

契約者および当塾は、相手方当事者の事前の書面による同意なしに、本契約、本契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務を譲渡、移転、承継その他の方法により処分しないものとします。

第27条　（準拠法および合意管轄）

本契約は日本法に準拠し、本契約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条　（完全合意）

本契約は、本契約の主題事項に関する当事者間の完全な合意を構成するものであり、書面によるか口頭によるかを問わず、かかる主題事項に関する当事者間または当事者のうち一部の者の間で本契約締結前になされた全ての合意および了解は失効するものとします。

第29条　（誠実協議）

当事者は、本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し何らかの疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行うものとします。

第30条　（本規約の変更等）

1. 当塾は、本規約を任意に改定できるものとし、また本規約を補充する規約を定めることができるものとします（以下、本規約の改定または補充を「本規約の変更」と総称します。）。
2. 当塾は、本規約の変更をするときは、変更日の少なくとも 1 週間前までに、当該変更をする旨および変更後の本規約および/または補充規約の内容並びに変更日を、当塾ウェブサイトに掲示しまたは契約者に電子メール等で通知するものとします。
3. 本規約の変更を承諾しない契約者は、変更日までに当塾所定の方法に従い解約手続をとるものとし、変更日までにこれらの手続きをとらなかった場合には、変更日後に契約者が本サービスを利用したときをもって当該変更に同意したものとします。

以上

2022 年 12 月 1 日制定
2023 年 11 月 30 日変更
2024 年 10 月 8 日変更